**さくら市プレミアム付商品券事業**

**商品券取扱店募集のご案内**

　令和元年10月に予定されている消費税・地方消費税の10％への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、「さくら市プレミアム付商品券」の発行を行います。

　商品券の発行に当たり、市内事業者のみなさまに対して、下記のとおり商品券取扱店の募集を行いますので、多くの事業所のご参加をお願いいたします。

記

**１．事業概要**

（１）商品券発行元　さくら市

（２）事業名称 さくら市プレミアム付商品券事業

（３）販売単位　１冊（1,000円券×5枚綴＝額面5,000円分）を4,000円で販売。

　　　　　　　　　　　※プレミアム率は25％。

（４）購入対象者　①令和元年度の住民税非課税者（課税基準日：2019.1.1）

　　　　　　　　　　　※住民税課税者と生計同一の配偶者・被扶養者、生活保護被保護者を除く。

　　　　　　　　　　　②3歳未満の子が属する世帯の世帯主

　　　　　　　　　　　※平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれの子が対象。

（５）対象者数　約7,000人（見込）

（６）商品券販売期間　令和元年10月1日～令和2年2月28日

（７）商品券使用期間　令和元年10月1日～令和2年3月15日

**２．商品券取扱店の応募資格**

　市内に店舗、事業所等を有する事業者。ただし、次の（1）～（4）に該当する事業者を除く。

（１）風営法第2条に規定する営業を行っている事業者

（２）反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

（３）商品券の使用対象とならない取引、商品のみを取り扱う事業者

（４）その他市長が不適当と認める事業者

**３．商品券の取扱いについて**

（１）注意事項

　①使用期間内において、商品券取扱店に限り使用可能です。

　　使用期間を過ぎた商品券は無効となります。

　②利用金額が商品券の額面に満たない場合でも、釣銭は支払わないものとします。

　③商品券を現金に換金することはできません。

　④商品券には偽造防止策が施してありますので、お取引の際は十分ご確認ください。

（２）商品券の使用対象とならないもの

　①換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書券、切手、ハガキ、印紙、プリペイドカードなど）

　②土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に係る支払い

　③国や地方公共団体への支払い（税金や公共料金など）

　④法令、条例等で定額販売が定められた商品（タバコなど）

　⑤出資や金融商品の購入、現金との換金、金融機関への預け入れ　等

**４．商品券の換金**

（１）換金方法

　取扱店は指定の『換金請求書』に使用済み商品券（裏面に事業所名を記入又は押印したもの）を添えて、さくら市役所総合政策課又は喜連川商工会で換金手続きを行ってください。

（２）換金手続き期間（受付時間は、平日9:00～16:30になります。）

　令和元年10月1日～令和2年3月19日 　※期間を過ぎた場合の換金には応じることはできません。

（３）支払いスケジュール（月3回程度、口座振込による支払い）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 換金請求書  提出期限 | 支 払 日 | 換金請求書  提出期限 | 支 払 日 | 換金請求書  提出期限 | 支 払 日 | 換金請求書  提出期限 | 支 払 日 | 換金請求書  提出期限 | 支 払 日 |
| 10/10 | 10/31 | 11/21 | 12/10 | 12/24 | 1/20 | 2/7 | 2/28 | 3/19 | 4/10 |
| 10/18 | 11/8 | 12/3 | 12/20 | 1/14 | 1/31 | 2/19 | 3/10 | ※3/20～  支払不可 | |
| 10/31 | 11/20 | 12/6 | 12/25 | 1/22 | 2/10 | 3/2 | 3/19 |
| 11/12 | 11/29 | 12/17 | 1/10 | 1/31 | 2/20 | 3/12 | 3/31 |

（４）手数料

　換金手数料及び振込手数料はかかりません。

**５．申込みについて**

（１）申込方法

　上記の内容をご確認の上、別紙「さくら市プレミアム付商品券取扱店参加申込書」に必要事項を記入し、令和元年８月９日（金）までに下記の申込先へお申込みください。（電話やFAXでの申込みは不可）

（２）申込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属団体 | 申込先 | 所在地 | 連絡先 |
| 氏家商工会会員店 | 氏家商工会 | さくら市氏家4504‐1 | （028）682‐2019 |
| 喜連川商工会会員店 | 喜連川商工会 | さくら市喜連川4145‐16 | （028）686‐2122 |
| 非会員店 | 当該店舗の存在する地区を管轄する上記の商工会のいずれか一方にお申込みください。 | | |

（３）申込後の審査等

　申請のあった事業者について、市の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合は、「取扱店登録証明書」、「取扱店ステッカー」、「取扱店の手引き」等を９月上旬頃送付いたします。

　承認された取扱店はホームページやチラシ等において、商品券取扱店一覧表にて公表いたします。

（４）その他

　複数の店舗等がある場合、個別の店舗等ごとにお申込みください。

【問合せ】

　さくら市役所総合政策課

　プロジェクト推進係

　TEL:028‐681‐1113